

# 芳賀南小学校 情報セキュリティポリシー

## 1 基本方針

学校における情報資産（児童、保護者、教職員などの個人情報及び学校運営上の重要な教育情報）の保護やインターネットの利用及び運営管理に関し、適切に管理・運用するための共通ルールを定め、組織的で継続的な対応を行う。

## 2 適用対象者及び対象範囲

- (1) 本校に所属する教職員を対象者とする。
- (2) 対象範囲は、学校の情報資産及びネットワーク（児童、保護者、教職員などが使用するハードウェア相互の接続のための通信網及び機器で構成された、処理を行う仕組み）とする。また、学校のネットワークに一時的に接続されたものや学校の情報資産を保持している機器を含み、印刷物など二次的に生産されたものにも適用される。

## 3 組織・態勢

- (1) 学校長は、全ての情報セキュリティに関する権限及び責任を負う。
- (2) 校務分掌において、情報管理担当者を置く。
- (3) 対象者は、本校情報セキュリティポリシーの内容を遵守しなければならない。
- (4) 対象者は、異動・退職などの場合、知り得た情報を学校外で漏らしてはならない。
- (5) 校内研修において、定期的に情報セキュリティの研修会を行う。

## 4 情報機器・ネットワーク管理

- (1) 情報管理担当者は、学校所有コンピュータのメンテナンスを随時、町企画課情報係連絡し、依頼してもらうとともに、共有データのバックアップを定期的に行う。
- (2) 情報資産や記録媒体は机上に放置せず、所定の場所に保管して管理する。
- (3) コンピュータ等の情報機器は、学校長の許可なしに持ち出さない。また、ソフトウェアをインストールすることは原則禁止する。やむを得ない場合には、学校長の許可を得てから、町企画課情報係と情報管理担当者で相談の上、行うものとする。
- (4) インターネットの利用は、教育活動に限定する。
- (5) パスワードは、他人に推測されにくく適切なものとし、管理を十分に行う。
- (6) 学校内のネットワークについては、職員用と児童用にセグメントを分けて、運用する。
- (7) 外部者には、学校内コンピュータやネットワークにアクセスさせないこととする。やむを得ない場合には、学校長の許可を得る。

## 5 情報資産管理

- (1) 情報資産を扱っているという意識を常に保ち、重要度に合わせて適切に扱う。
- (2) 個人情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報保護マニュアル」によるものとする。
- (3) 児童の個人情報は、安全確保のため原則として校外では掲載しない。ただし、教育上、特に必要であると認めた場合には、本人及び保護者に対してその同意を得ることを前提として掲載することができる。
- (4) インターネットを利用する際の個人情報の保護については、別に定める「芳賀南小学校インターネット利用ガイドライン」によるものとする。
- (5) 情報資産を破棄する場合には、データの上書きによる消去や粉碎等により、確実に処理する。

## 6 運用

- (1) 学校長及び情報セキュリティ担当者は、本ポリシーが遵守されているか確認し、重大なポリシー違反が判明した場合は、迅速に対応する。
- (2) 対象者間で本ポリシーに違反した行為を発見した場合には、相互で注意を促し、問題の未然防止に努める。
- (3) 情報セキュリティの事件・事故が発生した場合、情報管理担当者は、速やかに学校長に連絡・相談をし、原因の特定、被害や影響の範囲の把握、経過の記録などを行い、被害が拡大しないようネットワークを停止する。学校長は教育委員会その他関係機関へ速やかに連絡する。

## 7 評価・見直し

本ポリシー及び情報セキュリティ対策の実施状況を定期的に検証し、実態との相違等を評価する。情報セキュリティのぜい弱性が発見された場合は必要とされる対策を講じ、必要に応じて本ポリシーの見直し及び更新を行う。

### 【附則】

本ポリシーは、平成22年6月1日より施行する。